

熊本市職員の退職手当に関する条例の一部改正について

熊本市職員の退職手当に関する条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

熊本市職員の退職手当に関する条例（昭和30年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「次条第2項、第5条第1項」を「以下この項、次条第2項、第5条第1項第4号」に改める。

第6条の4第1項第1号中「50,000円」を「65,000円」に改め、同項第2号中「45,850円」を「59,550円」に改め、同項第3号中「41,700円」を「54,150円」に改め、同項第4号中「33,350円」を「43,350円」に改め、同項第5号中「25,000円」を「32,500円」に改め、同項第6号中「20,850円」を「27,100円」に改め、同項第7号中「16,700円」を「21,700円」に改め、同条第4項第1号を削り、同項第2号中「前号」を「第1項」に改め、同号を同項第1号とし、同項第3号を同項第2号とし、同項第4号中「第1号」を「第1項」に改め、同号を同項第3号とし、同項第5号を同項第4号とする。

第7条第5項第2号中「第55条」を「第8条第3項」に改める。

第8条の2第9項第4号中「除く」の次に「。第11項第2号において同じ」を加え、同条第11項第1号中「応募者」を「応募」に改め、同項第2号中「(第9項第4号に規定する故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。)」を削り、同条第16項第3号中「前項」を「第13項若

しくは前項」に改め、同項第4号中「第9項第4号に規定する」を削る。

第10条第2項中「すべて」を「全て」に改め、同条第11項第4号中「第56条の2第3項」を「第56条の3第3項」に改める。

第13条第1項第1号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条第4項中「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第14条第1項又は第45条」を「行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項本文」に改め、同条第5項第2号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第14条の見出し及び同条第1項第1号、第15条第1項第1号並びに第17条第4項中「禁錮」を「禁錮」に改める。

附則第11項中「給料月額は」の次に「、平成28年3月31日までの間」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に職員が退職した場合における退職手当の額は、熊本市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成20年条例第4号。以下「平成20年改正条例」という。）附則第2条の規定にかかわらず、次に掲げる方法により算定された額のうち、いずれか多い額とする。

(1) 平成20年改正条例附則第2条の規定により同条第1項の新制度適用職員に支給すべきものとされた額

(2) 職員であって、施行日以後に退職することによりこの条例による改正後の熊本市職員の退職手当に関する条例の規定による退職手当の支給を受けることとなる者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとしたときの施行日の前日における給料月額及び退職の日までの勤続期間を基礎として、この条例による改正前の熊本市職員の退職手当に関する条例第2条の4から第5条の4まで及び第6条から第6条の5まで並びに熊本市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成7年条例第50号）附則第5項から第8項までの規定により計算した額

3 次の各号に掲げる職員についての前項の規定の適用については、同項第2号中「給料月額」とあるのは、当該各号に定める額とする。

- (1) 熊本市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成23年条例第8号。以下「平成23年一般職給与条例改正条例」という。)附則第7項及び第8項の規定の適用を受けている者 平成23年一般職給与条例改正条例の施行の日の前日におけるその者の給料月額に100分の99.64(熊本市一般職の職員の給与に関する条例(昭和26年条例第5号)別表第2の行政職員給料表又は同条例別表第3の消防職員給料表の適用を受ける職員でその職務の級が4級以下であるものにあつては、100分の99.79)を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)(退職日給料月額と平成23年一般職給与条例改正条例附則第8項の規定により給料として支給される額との合計額が当該乗じて得た額に達しない者にあつては、当該合計額)
- (2) 平成23年一般職給与条例改正条例附則第9項の規定の適用を受けている者
前号に規定する額に相当するものとして規則で定める額

4 この条例による改正後の熊本市職員の退職手当に関する条例第13条第4項の規定は、施行日以後の支払差止処分に対する取消しの申立てについて適用し、同日前の支払差止処分に対する取消しの申立てについては、なお従前の例による。

(提出理由)

国家公務員退職手当法の一部を改正する法律(平成26年法律第107号)の施行に伴い、本市職員の退職手当について国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)に準ずるものとする等のため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。